

北海道総合開発計画について

令和4年8月9日

北海道開発局



北海道開発局ホームページへはこちらから。

北海道総合開発計画の枠組み等

- 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を進めてきた。
- 特に北海道開発法(昭和25年法律第126号)の制定後は、同法に基づきこれまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を行ってきた。(昭和27年度以降を計画期間とする第1次計画以降、切れ目なく策定)

法的根拠

- 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を…(中略)…当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする。(北海道開発法第2条第1項)

策定手続

- 国土交通省が立案し、国土審議会(北海道開発分科会)の審議を経て、閣議決定。
- 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることが可能。

計画の推進のための措置

- 国土交通省は開発計画に基づく公共事業に関する経費の一括計上を実施。[農水省、厚労省、環境省所管事業を含む]
- 国土交通省は開発計画に基づく事業の経費の見積り方針の調整を実施。
- 北海道局・北海道開発局という推進体制の下、効果的に事業を実施。

《参考 国土形成計画との関係等》

- 国土形成計画(全国計画)と開発計画とは相互の上下関係はなく、両者とも国土交通省が立案する国土に関わる計画として相互に調整されるもの。
- 北海道については、地理的な条件や、開発計画が別途策定されていることから、国土形成計画(広域地方計画)を定める区域に含まれていない。

令和2年度

(3月5日) 第8期北海道総合開発計画中間点検報告書(令和3年2月) 公表

令和3年度

(7月20日) **第9回計画推進部会** 第8期北海道総合開発計画の推進について

(10月14日) **第25回北海道開発分科会** 新たな北海道総合開発計画の策定に向けて計画部会において調査審議を進めることを決定

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討

(11~12月) 新たな北海道総合開発計画の策定に向けて、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を実施

(3月28日) **第1回計画部会** 2050年の長期を見据えた北海道開発の将来展望について調査審議を開始

令和4年度

(5月23日) **第2回計画部会** 2050年の長期を見据えた北海道開発の将来展望の調査審議の実施

(7月11日) **第3回計画部会** 同上

(9月12日) **第4回計画部会** 同上

計画部会
(4回程度)

上記を踏まえて、新たな北海道開発の策定に向けた調査審議を実施し、中間整理を取りまとめ

北海道開発分科会

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた中間整理について計画部会から報告

令和5年度

計画部会
(2回程度)

新たな北海道総合開発計画の策定に関する調査審議を実施し、計画部会報告を取りまとめ

北海道開発分科会

新たな北海道総合開発計画に関する計画部会報告

パブリックコメント等を経て北海道開発分科会において計画案を了承(答申)

新たな北海道総合開発計画の策定(閣議決定)

諮問の時期については未定

計画部会の中間整理に向けた調査審議の過程で、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を予定